

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和 6 年 3 月 7 日

河北町長 森 谷 俊 雄

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

北谷地地域

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和 6 年 3 月 7 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

法人 6 経営体

個人 6 8 経営体

集落営農（任意組織） 4 組 織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない

5. 農地中間管理機構の活用方針

○地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける

○農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける

○担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける

6. 地域農業の将来のあり方

○農家の高齢化が進んでいるうえ集約が進まない。農地が貸しに出された場合は隣接する担い手が請け負うことで集約化含め対応する。

○樹園地の耕作放棄地が問題となっているため、地域外農家の参入を推奨することで担い手の確保に努める。

○貸しに出す時期など、所有者の考えが公になっていないことが農地利用の効率化の弊害となっている。農業に限らず、地域の集まりの際に積極的に情報収集及び共有を行う。